

裁判員制度

が はじまります

裁判員制度が平成21年5月21日から実施されます。
裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。
国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

これまでの刑事裁判 裁判官 3人

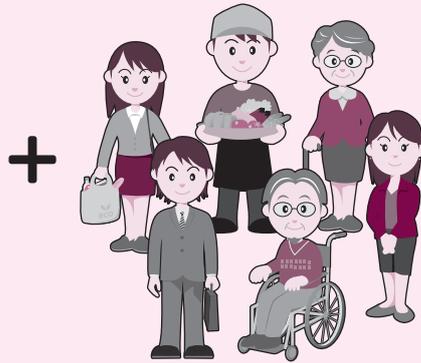


平成21年5月21日以降

裁判官 3人



裁判員 6人



裁判員選任までの流れ

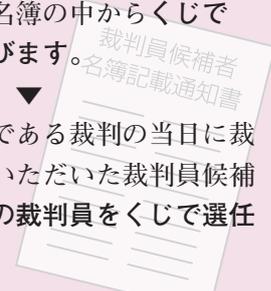
10月下旬から11月上旬頃までに
・裁判員候補者名簿を作成。

11月28日に水戸地方裁判所より
・裁判員候補者名簿記載通知書を送付。

平成21年5月21日裁判員制度スタート

裁判の6週間前までに、
・事件ごとに名簿の中からくじで候補者を選びます。

選任手続期日である裁判の当日に裁判所へ出向いていただいた裁判員候補者の中から6人の裁判員をくじで選任します。



裁判員制度の対象となる代表的な事件

- 殺人
(人を殺した場合)
- 強盗致死傷
(強盗が人に怪我をさせたり、死亡させてしまったりした場合)
- 傷害致死
(人に怪我をさせ死亡させてしまった場合)
- 危険運転致死
(泥酔した状態で自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合)
- 現住建造物等放火
(人の住む家に放火した場合)
- 身の代金目的誘拐
(身代金を取る目的で、人を誘拐した場合)
- 保護責任者遺棄致死
(子どもに食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合)

裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト

H・P <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

でも紹介しています。

■ 問い合わせ先 ■ 水戸地方裁判所総務課

☎029-224-8408 FAX029-224-0472